

博士學位論文

内容の要旨および審査結果の要旨

第 7 号

2012 (平成24) 年度

東京神学大学

本号は、学位規則（昭和 28 年 4 月 1 日文部省令第 9 号）第 8 条による公表を目的として、2012 年度に本学に於いて博士の学位を授与した者の論文内容の要旨および論文審査結果の要旨を収録したものである。

氏 名：大串 肇（東京都）

学位の種類：博士（神学）

学位記番号：乙第7号

学位授与の要件：学位規則第4条第2項

学位授与の日付：2012年9月25日

学位論文題目：「頑な心と新しい心—エレミヤ書の審判と救済の通告における
人間論的視座—」

審査委員会：主査 東京神学大学教授 大住雄一

副査 青山学院大学教授 大島 力

副査 東京神学大学教授 小友 聡

内容の要旨

博士論文:要約

「頑な心と新しい心—エレミヤ書の審判と救済の通告における人間論的視座—」

大串 肇

論文執筆の動機：

本論は、1988年～1992年ドイツ・ボン大学留学中、W.H.シュミット教授の指導のもとで、独文で書き上げた旧約聖書神学部門における博士論文を帰国後日本語に翻訳しつつ、最新のエレミヤ研究や注解書を参考に各章を加筆修正し、その都度ルーテル学院大学・日本ルーテル神学校の紀要や他の論集等に出版し、あるいは旧約学会で発表したものに更に加筆修正して一つの論文にまとめたものである。また、本論は教会誌「形成」（日本基督教団滝野川教会）に毎月エレミヤ書の釈義を發表し、10年間にわたってエレミヤ書全書の私訳と釈義を寄稿した研究成果にも基づいている。昨年、神学校を卒業して25年目に、牧会伝道の傍ら続けてきたこれまでの研究成果をまとめ、母校である東京神学大学に博士論文として提出することを決意し、この度提出した次第である。

本論の要旨、狙いや方法論について：

エレミヤ書には「心」(לב) という人間論的概念が審判と救済の使信の中に出て来る。この概念の分析を通じて、相克する二つの使信の神学的連関を解明するのが本論の狙いである。預言者エレミヤの審判宣教には他に類例がないほど人間の罪に対する洞察が記されている。他方、例えばエレ31章の「新しい契約」に記されたような——恐らくエレミヤ後と思われる——終末論的救済の使信は、預言者の審判宣教と全く無関係に形成されたのではなく、預言者の罪に対する洞察や人間論的見識を前提にしているように思える。そのことを「心」の用法の分析を通して明らかにする。その際、様式上の区分によって当該テキストを分類した上で、エレミヤ書に特有な重層的な形成過程に鑑みて、主に文献批判や編集批判等の釈義的研究方法を用いつつ、預言者的宣教なのか、それとも後代に及ぶ宣教史に属する編集なのか判断し決定し、その上で、「心」(לב)の用法の神学的意図や機能を解明する。

本論の構成と参考文献など：

本論はおおまかに二部構成である。先ず「序論」にて、本論の問題の所在を述べ、エレミヤ書研究史を概説しつつ、本論の立脚する方法論的諸前提について論述する。次に、第一部として「審判の通告」(Gerichtsansage) に関して論述を始める。民全体に対するエレミヤの審判の通告から、そして次に民の指導者である王や預言者に具体化される審判宣教にける「心」の使信へと論述を展開する。後半の第二部は、「心」(לב) を用いた「救済の通告」(Heilsansage) を順次扱う。以上の「心」(לב) に関する分析から得た成果を「結論」として、本論の構成に基づき審判と救済に関する項目に分けて要約するものとする。尚、「参考文献」は巻末にまとめて記述する。また付論は本論とは別にして記述する。

I 序論

1 問題の所在

「後の日にイスラエルとわたしが結ぶ契約とは、このようなものである、とヤハウエは言う。すなわち、わたしはわたしの指示を彼らの内に置き、彼らの心にそれを書く。そうしてわたしは彼

らの神となり、彼らはわたしの民となる」(エレ31,33)という「救済の約束」(Heilsverheißung)はエレミヤ書の中でも特別の意味を持っている。というのは、この使信がこの書の「神学の頂点」をなしていると主張され得るからであり、明らかに後代の新約聖書の使信にも多大な影響を及ぼす神学的重要性を有しているからである(ルカ22,20; Iコリ11,25他)。他方、上記のような未来への待望とは対照的にエレミヤ書には、民全体に及ぶという意味で、徹底的な審判が告知されている。とりわけ注目すべきは、上記のエレ31章と同じような隠喩や表象を使用しつつも、全く正反対の意図をもった使信が語られている審判の言葉である。すなわち、「ユダの罪は鉄の筆で書かれ、ダイヤモンドの鑿で、彼らの心の板に刻まれている……。」(エレ17,1aba。エレ17,9参照)。もはや民の罪は「心の板」に刻み込まれたように洗い流されない。「罪」は単なる違法行為ではなく、もはや人間の「第二の本性」とも言うべき習性の一つとなった。人間の罪や罪過に対する鋭い洞察や発言はこの書の預言の独自性を更に際立てているように思える(エレ2,22; 13,23等)。しかるに、人間内部の問題、「心」をめぐる審判と救済という相克する内容は果たしていかに理解されるべきであろうか。審判と救済はどのような連関があると、説明されるべきなのだろうか。明確な解決は少なくとも今までのところ出されていない。

この審判預言と救済預言における「心」をめぐる人間論的視点を強調したのはG.フォン・ラートであった。G.フォン・ラートが注目したのは、預言者自身や民の心理学的な側面ではなく、この書において通常「心」と訳されるヘブライ語、旧約聖書の主要な人間論的概念の一つである *lev* の用法である。注目すべきことに、預言書中、エレミヤ書の用例が最も多い。但し、G.フォン・ラートはその重要性に関して示唆するにとどまっている。またG.フォン・ラートの洞察が編集史的研究の以前であるところにもそもそも限界があったと言わざるを得ない。そこで本論は審判預言と救済預言のいずれにも重要な鍵となっている *lev* の用語法に注目し——単にその用語のニュアンスや意味論的展開ではなく——「心」(*lev*)をめぐるエレミヤ書の審判と救済の使信における人間論的視座を、テキストに対する歴史的批判的な視点に立脚しながら、釈義的な方法によって分析する。

だが、ここですぐに個々のテキストの釈義的な分析に入る前に、エレミヤ(書)研究史について概観し、最新の成果と共に諸々の問題に触れることは有益である。というのは、学説はその成果や諸問題を容易に見通すことさえ出来ないほど複雑に、かつ激しく対立をなしているからである。

2. 研究史的概観と方法論的諸前提

a 編集史以前

20世紀初頭のB.ドゥームはエレミヤ書の成立に関して捕囚後の時代にも及ぶ漸次的な文学的発展のプロセスを考察した。S.モーヴィンケルは独立した文書に書き留められた文書資料が編集者の手元になったと結論付けた。この仮説によれば、エレミヤ書は全体としては様々な文書資料の収集者による文学作品とみなされる。他方、W.ルードルフはS.モーヴィンケルの文書資料説を彼の注解書に基本的に採用した。しかしC資料の散文体にもエレミヤ伝承の核を抽出した。C資料を独立した資料とはみなさず、C資料の編集者こそ最終編集者と考えた。こうして編集史的研究の道を開くことになった。J.P.ハイアット、S.ヘルマンと同じく申命記史家的編集を前提に、その理論を発展させ、詳細な分析を行なったのは、W.ティールであった。エレミヤ書の殆どを捕囚期の「申命記史家的編集」によるものと考え(エレ1-45章)、この編集に対して更に後代の「申命記史家後的編集」、更にはエレ46-51章の諸国民への託宣が加わってエレミヤ書が成立したと考えた。この見解は多くの支持を得る結果になった。

他方、申命記史家的散文説教もエレミヤ自身に由来すると主張したのは W.L.ホラデイや H.ヴァイペルトであった。しかしこの主張に賛同し追随する者は今のところいない。共時的な視点からエレミヤ書内部の連関を文学的に分析したのは、J.マイレンバーグである。J.R.ランドバムは J.マイレンバーグの主唱する「修辭的批評」(rhetorical criticism)を用い、G.フィッシャーの注解書にも採用された。通時的な方法論と共時的な方法論の対立は激しく、歩み寄りほとんど見られない。しかしながら他の文学的作品ならまだしも、エレミヤ書のような複雑な書に構造的かつ文学的特徴を見出そうとすることは容易なことではない。画期的と思われる共時的方法論ではあるが、先行研究を一切無視することよりも先達の努力や成果と対話することの方が有効である。

W.ティールに対して、S.ベーマー、小田島太郎、A.グラウプナー、更に K.-F.ポールマンあるいは H.-J.スティップ等からエレミヤ書の多層の編集モデルが提唱された。W.マッケーンは、rolling corpus というモデルを想定し、捕囚後のテキストの最終形態の形成に至るまで、雪ダルマ式に言葉が書き継がれ、エレミヤ書は発展したと考えた。同じように「書き継ぎ」(Fortschreibung)を前提としているのは、Ch.レヴィン、R.リーヴァック、R.P.キャロル、H.-J.スティップ、最近では Christl.マイアーである。K.シュミットは現在のエレミヤ書は文書資料でも、編集でも改訂増補でもなく、様々な書物が存在し、現在の最終的なテキスト形態に至る編纂史を想定した。W.H.シュミットは最近の編集史的研究上の成果に基づき、エレミヤ独自の宣教を積極的に認めつつ、かつ預言に続くエレミヤ宣教史の上に立ってエレミヤ書の使信を解明している。

以上の様にここ 30~40 年エレミヤ書の研究において、実に様々な編集史的問題設定がなされている。その成果をめぐっての評価も多様である。少なくとも諸々の後代の付加を取り除いてはじめて預言者独特の使信や伝承の核を把握することが可能になるならば、そういう意味で尖鋭的な形で展開する研究ではあるが、編集史的研究は単に「真正」と「非真正性」の区別をめぐる議論に留まらず、最終的には預言書の「宣教史」(Verkündigungsgeschichte)を解明することに貢献するはずである。エレミヤ書の複雑さと多様性に鑑みて、この書を包括的な神学的意図を持った編集的産物というよりは、様々な宣教的な意図をもった漸次的なテキストの発展、すなわち「書き継ぎ」(Fortschreibung)を前提にした方が適切のように思われる。

上記の研究史を念頭に入れつつ、またエレミヤ書の複雑な形成過程を考慮に入れながら本論の方法論的諸前提を考えねばならない。すなわち、扱うエレミヤ書のテキストは、「本文批判」(Textkritik)、「文献批判」(Literarkritik)、「編集批判」(Redaktionskritik)等の釈義的方法を用いて分析する。中でも文献批判は釈義の上では重要な方法となる。この預言書の複雑な形成過程に留意しつつ、詩文体や散文体両方に例証される כֹּחַ の用法を、基本的には「様式史」(Formgeschichte)による分類に基づいて、前半部では審判の通告、後半部では救済の通告に明確に区別しつつ、釈義的方法により個々のテキストの帰属性について決定し、そこで適用されている文節や単元、章あるいは更に広い連関中で、その使信の神学的意図や人間論的視座、並びに「心」(לֵב)の用法を分析する。こうしてエレミヤ書に描き出されている民の罪、「頑な心」に対する審判の使信と、相克する終末論的希望である「新しい心」の救済の使信との相互連関について分析によって得られた成果を結論部で総括することにする。

II 「民の心の板に刻まれた罪」 (エレミヤ書 17 章)

エレ17章はモザイクのように見える構成だが、「様式史」の視点から次のように構成されている。

- I 1-4節 「審判の言葉」(Gerichtswort)
 - a) 1-2節 「告発の言葉」(Anklage)
 - b) 3-4節 「刑罰の告知」(Strafansage)
- II 5-13節 「知恵及び詩編風の言葉」(Weisheitliche und psalmenartige Sprüche)
 - a) 5-8節 「呪いと祝福の言葉」(Fluch-und Segenssprüche)
 - b) 9-11節 「人間の心とヤハウエの正当な裁きに関する発言」
(Aussage über das menschliche Herz und das gerechte Urteil Jahwes)
 - c) 12-13節 「信仰告白の発言」(Bekennnisaussage)
- III 14-18節 「預言者の祈り」(Gebet des Propheten)
- IV 19-27節 「安息日の聖別に関する散文説教」(Prosapredigt über die Sabbatheiligung)

この章は、様々な「文学類型」(Gattungen)を内包する。その中で「心」(לב)は、1、5、9、10節に用いられている。モザイクのように複雑なエレ17章の最終形態は、申命記史家による編集史モデル(W.ティール等)では容易には説明出来ない。「心」(לב)に関する考察を通して、この書のテキストの重層的な形成過程が「書き継ぎ」として、より明確に把握することが出来るのである。エレミヤは「心」(לב)を彼の審判宣教に導入した：「ユダの罪は鉄の筆で書かれ、ダイヤモンドの鑿で、彼らの心の板に刻まれている……」(エレ17,1aba)と。その宣教の意図とは、差し迫るヤハウエの審判を内在化する民の罪によって理由付けることにある。換言すれば、民の罪の深刻さを描き出し、ヤハウエの審判の不可避性を強調したのである。そのような「心」(לב)の導入によって徹底深化されたエレミヤの審判宣教に、預言者自身の民の罪に対する洞察と理解が見出される。2*-3節aaにおいて、申命記史家たちは、1節のエレミヤによる罪の立証を拡張し、「ユダの罪」を独自の言い回しによって、偶像礼拝であると明示し、かつ、その罪こそ、民の滅亡(前587年)とユダの捕囚の原因となったと神学的に解釈した。

他方、後代の編集者たちは、エレ17章の中央部の位置する諸々の言葉を、「心」(לב)を用いてテキストを連結した。すなわち、エレミヤの審判の言葉に対して(1-4節)、知恵の言葉が付加された(5-8節)。こうしてその発言は「呪われている、人間に頼り、その肉を自分の腕となし、その心がヤハウエから離れている者は」(5節)と、ヤハウエに信頼する者と人間に頼る者の相克する個々人の運命に関する問題に関連して言及し、ヤハウエへの「心」からの「信頼」こそが、その運命を決定付けるものであると主張する。9-11節は、恐らく別の手によって、鍵の言葉である人間論的概念「心」(לב)が用いられ、ここに連結された。それは、彼らの人間論的発言が、前段5-8節の個人の運命に関する一般的な発言に対して批判的に対峙されるためであった。すなわち、人間の心は偽りに満ちて、救い難い。それゆえ神だけが、人間の心を試みる者として正しく判断出来ると主張したのである：「心は何よりも偽りに満ち、救い難い。誰がそれを知っているだろうか。わたし、ヤハウエが、心臓(לב)を究め、腎臓を調べる。各々、その歩みとその業の実に従って報いる」(9-10節)と。ここでは1節の預言者の民の心に関する告発の言葉に鑑みて、ヤハウエに信頼を寄せるどころか、その人間の「心」(לב)がそもそも偽りであり、癒し難いことが指摘されている。このような人間の心とは全く対照的にヤハウエの意志決定や判断だけが信頼に足るものであり、従ってヤハウエの裁きの正当性が際立たされるのである。

更に、詩編や知恵の格言風の言葉5-11節と「信仰告白の言葉」12-13節とは、二つの鍵の言葉、すなわち、「捨てる」(עזב)と「離れ去る」(סור)によって連結された(11節と13節、及び5節と13節)。9-11節に対して、12-13節はむしろ5-8節の内容にもどる。つまり、祭儀共同体におけるヤハウエの臨在に対する信仰あるいは期待に従ってヤハウエが正当な審判を行うことが確認され

るのである。「ヤハウエの言葉」によって(15、20節)、独立した小単元である14-18節と19-27節が連結された。こうしてヤハウエの言葉に対する従順が、安息日の聖別の遵守に具体化される。ヤハウエの言葉に対する従順という主題が、「聞く」(שמע)という鍵の言葉によって、この散文説教の中で更に展開される(20、23、24、27節)。そして最後にこの章全体が、その主題たる神の審判、ヤハウエの怒りを表す「火」(אש)によって枠付けられたのである(4、27節)。

エレミヤ書の審判宣教における「心」(לב)に関しては、詳細な時期まで特定することは出来ないが、比較的初期の宣教段階で、恐らくエレミヤ自身によってこの用語は導入されたと考えられる。そこで比較的初期と一般に考えられておる4-5章の、民全体に対する審判宣教における「心」(לב)に関して考察する。

III 「民の心の悪」(エレミヤ書4章)

エレミヤ書4章以下には所謂「北からの災い」と呼ばれる一連の審判の言葉が記されている。様式史上かつ内容上、エレ4章は1-4節、5-8節、9-10節、11-18節、19-22節、23-26節、27-31節に区切ることが出来る。主にユダとエルサレムに対して、自然災害や戦争等様々な表象を通じて災いが告げられる。「敵」の具体的な名前は、エレ1章の幻と同様、未だ明かされていない。従って、エレ4章全体の使信は預言活動の初期に属すると一般に考えられている。この文脈の中で注目すべきは、エレ4章にはלבが様々な用法と共に出て来ていることである(4、9、14、18、19節)。

このエレ4章における「心」(לב)に関する基本的発言は、様式史上、とりわけ民を代表とする指導者層に対する「審判の通告」(9節)：「その日になれば、とヤハウエは語る。王、指導者たちは勇氣(לב)を失い、祭司たちは恐れ、預言者たちは大きな衝撃を受ける」であり、更に民全体に対する「罪の立証」(Schuldaufweis)(18節)の中に伝承されている：「あなたの道と諸々の行いがこれらのことをもたらす。これがあなたの悪であり、まことに苦く、あなたの心臓(לב)にまで達する」。注目すべきは、心の浄化を要求する預言者の勧告の言葉でさえ、最終的警告あるいは最後通牒というよりは、もはや差し迫る審判の原因となる民の罪の所在を暴露するために役立つに過ぎない点である(14節)：「エルサレムよ、あなたの心の悪を洗いなさい。あなたが救われるために。いつまで、あなたの内に悪い思いをとどめておくのか」と。もはや浄化しえない心の罪を清めることへの勧告は、預言者自身の嘆きとともに、「北からの災い」というラディカルな審判説教に内容上統合されている。通常の審判の言葉に加えて、「嘆き」(Klage)と結び付いた「勧告の言葉」(Mahnwort)等、ユニークな預言者の語りを通して、民の罪の根本こそ心の中にある不浄なる「悪」であり(14節a、18節b)、「強情」であり(17節b)、更には民の「愚かさ」であり、「ヤハウエを知ること」の欠如(22節a)として暴露される。また、心の悪と並んで、悪意に満ちた民の行為も断罪される(18節a、22節b)。こうして多様な表現を用いつつも、審判の下にある民全体の罪の姿が把握されているのである。更に注目に値することは、来るべき審判を告知する預言者自身の「心」(לב)さえ、その審判宣教に組み込まれていることである(19節)。すなわち、そこでは預言者自身の嘆きが、彼の「心」(לב)のみならず、「はらわた」等並行する概念や用語を伴いつつ生き生きと描写されている：「わたしのはらわたよ、わたしのはらわたよ。わたしはのた打ち回る。わたしの心臓(לב)の壁よ、わたしの心臓(לב)はわたしの中で暴れ、わたしは安らかにならない。なぜならば、わたしが角笛の音、鬨の合図を聞いたからだ」と。エレミヤは現実の破滅や敵の侵入を見ているというよりは、来るべき審判について嘆きの声を挙げている。嘆きに満ちた預言者の実存が、言わば象徴預言のように、民全体がやがて直面することになるヤハウエの審判を先取りしている。こうしてエレミヤの嘆きの中で、預言者自身の基本的な認識としての「未来確信」(Zukunftsgewißheit)と共に、ヤハウエの審判の不可

避性が鮮明に描き出されているのである。

「ユダの人々とエルサレムの住民たちよ、あなたがたはヤハウェのために割礼を受けなさい。あなたがたの心の包皮を取り去りなさい。さもなければ、わたしの怒りが炎のように出て、燃え上がり、あなたがたの悪い行いの故に、誰も消すことが出来ない」(エレ4,4) という警告は、恐らく申命記史家的編集と思われる。エレ4,5以下に沈殿した民の罪に関する預言者の認識や人間の罪に対する洞察に基づいている。申命記史家的編集にとって、民が自分たちの「心の包皮」を取り去ることによって、ヤハウェに完全に立ち帰ることこそ、新しい救済の根拠である。しかし、破局を経験した捕囚期の編集にとって、完全なるヤハウェへの帰依は、ヤハウェによる救済なくして人間的努力のみによっては全く不可能であることが前提であった。換言すれば、捕囚期の編集者たちにとって「心の包皮」を取り去ることは人間には不可能だったことが、彼らの経験として前提にある。果し得ない改善要求や前提条件の提示によって、当初から制約された救済の可能性は実は初めから奪われているのである。従って、3-4節の言葉は、様式史上「警告の言葉」(Warnwort)であるが、結局は、警告としての機能を果たさず、条件を満たすことの出来なかった否定的な結果を理由付けすることになる。申命記史家的編集はエレ3章とエレ4章という文学的単元を繋ぐために、前587年の捕囚という破局をもたらした民の「罪の立証」として3-4節を付加し、5節以下の所謂「北からの災い」という預言者的審判の告知の導入としたのである。

IV 「民の強情で、愚かな心」(エレミヤ書5章20-25節)

エレ5章は、エレ4章から続く審判宣教、所謂「北からの災い」の使信に関する展開である。民の滅亡の原因、すなわち審判の理由付けが詳細に語られている。個々の預言者の言葉と神の言葉から構成されている。これらの言葉集にあつて、理性と意志の座である「心」(לב)が預言者宣教を特徴付けている(21、23、24節)。

最初の単元である1-6節はエレミヤの語った言葉である。続く7-11節は、ヤハウェの審判を制限する10節の後代の付加(18節参照)、11節の「イスラエルの家とユダの家」という総括的呼称を除いて、一つのヤハウェの語り、内容的には1節以下よりも更に具体的に民の離反の告発が、恐らくバアル礼拝(7節b-8節)と関連して展開される。こうして1-6節、7-11節は主題的に連結しており、例外なく民全体に神は審判を下す、神の意志が確証される(9節、11節参照)。

12-14節は、12-13節の預言者による「告発の言葉」と14節「審判の告知」(Gerichtsankündigung)から成る審判の言葉である。15節では4章5節以下に示されている主題、所謂「北からの敵」が取り上げられ、前段の審判宣教を展開する。特に15-17節は14節の審判を具体的に描写する。散文調の18-19節は後代の挿入と考えられる。20節から、新しい単元が始まるが、この20節も編集と思われる。5章全体の構成からユダの住民に向けて語られていることをわざわざ明確にするために20節が編集付加された。

21節以下は、皮肉を込めた呼びかけによって始まり、民の愚かさ、つまり、ヤハウェを恐れることの欠如と民の背信を告発している。21-25節の所謂「真正性」について、用語や文体が第IIイザヤ的、知恵文学的という理由で疑問視されてきたが、詩文体で形成されたスタイル、用語や思想上、エレミヤの言葉とみなし得る。26-28節は民の経済・社会的指導層の不正に対して、30-31節は宗教的指導者の腐敗について展開するが、主題的に結び付いている。但し、29節は9節からの引用であり付加である。この「審判の告知」によって(9、29節)、民全体に及ぶ神の審判が確証され、エレ5章前半と後半の審判の言葉とが「理由付け」として連結されている。

「あなたがたはこれを聞きなさい、理性(לב)を欠いた、愚かな民よ」という皮肉のような、非難をこめた呼び掛けで始まり、続いて23-24節では「心」(לב)を伴った「告発の言葉」が展開さ

れる：「しかし、この民は強情で、頑なな意志(אִי)を持っている。彼らは離れ去って行った。彼らは考えようともしない(直訳：「אִי」の中で言わない)」。『わたしたちはわたしたちの神、ヤハウェを恐れよう。時に適って雨を恵む方。秋の雨、春の雨を与える方。収穫期を守る方を』と。これらの発言の中にエレミヤは既に伝承されていたイザヤやホセア等の先達の預言者たちの宣教の意図や用語を受容する一方、彼独自の宣教を「心」(אִי)の助けを借りて尖鋭化させた。すなわち、エレミヤは「心」(אִי)を導入することによって、「ヤハウェを知る」と並行する概念である「ヤハウェを恐れる」意志(24節)の欠如、民の「愚かさ」(21節)そして、民の「反逆」の意志(23-24節)として、民の罪の本質を特徴付けたのである。本来、思考や計画や意志決断の座である民の「心」(אִי)は強情で、頑なものとなり、ヤハウェに対する反逆の意志の座となったのである(23-24節)。それだけではなく、もはや民には「心がない」(21節)、すなわち分別と理性を失っている状態であるとエレミヤは告発する。エレミヤは、このヤハウェへの従順に関する「能力」の問題と従順への「意志」の欠如の問題とを深く結び合せた。すなわち、民はヤハウェを恐れようとしただけではなく、ヤハウェを恐れることが出来ないのである。このような救い難い、ヤハウェとの関係を失った民の状況を、エレミヤは明確に「罪」として、また「咎」として描き出す(25節)。こうしてエレミヤはヤハウェの審判の前にある民から救済の可能性を完全に奪い、民の絶滅の不可避性を強化したのである。

次に、この民の絶滅の使信は、指導者層に対する審判使信の中に具体化され、展開されることになる。

V 「王の心—欲望」(エレミヤ書 22 章 13-19 節)

「心」(אִי)はエレ22章では唯一、17節に用いられている。17節はエレミヤの最大の敵対者でもあったヨシヤ王の子、ヨヤキム王に向けられた審判の言葉である。更にこの節が属する13-19節は、エレ21,11-23,8までの所謂「王に対する言葉集」(Königssprüche)という大きな編集に属している。すなわち、ここではユダ王家一般に関する言葉(エレ21,11-22,9)に続いて、個々のユダの王、ヨアハズ(シャルム)、ヨヤキム、ヨヤキン(コンヤ)に対して語られ(エレ22,10-30)、その結びには「牧者」に対する「脅しの言葉」(Droh Worte)とメシア預言を含む将来の支配者に対する言葉が収集されている(エレ23,1-8)。

エレミヤ書 22 章 1-5 節は散文体による新たな単元であり、エレ 21 章 12 節を採用し、その内容に解説を加えつつ、発展させる。この箇所は申命記史家的編集層に属し、特殊な説教形態を形成する。この説教自体は捕囚を招いた「罪の立証」としてのみ機能する。すなわち、イスラエルの民は「正義と公正を行ないなさい……」という言葉に従わなかったゆえに審判を受けたのである。編集者たちはエレ 21 章 12 節にあるような社会的正義実現への要求を据え、申命記史家的な用語や神学によってこの説教を形成した。続いて詩文による預言者の言葉(6、7 節)がそのままここに採用された。1-5 節の主題に連結した：王宮に対する脅しの言葉(5 節)は、6-7 節によってその町全体、神の民の首都全体の過酷な運命に拡大された。エルサレム宮殿と壮麗な建造物はヤハウェ自身も愛していたが「荒地」とならねばならない。これは王と民とが、罪においても、その受けるべき将来の審判においても不可分であること。ここでは「正義」と「公正」の実現において最も責任ある政治家、王、王宮が問題にされている。8-9 節は、所謂教育的な「問いと答え」(Frage-Antwort)形式で描かれた申命記史家特有の文体である(エレ 5,19; 9,11-15; 16,10-13 参照)。内容上、審判の「理由付け」となっている。10 節は恐らく預言者自身の言葉に遡る。審判の理由は特に付されていない、純粹に未来の災いを告知する。だが、個人の死について語られている。ここではその王の氏名は明らかにされていない。そこで申命記史家的編集は 11-12 節に散

文調の解説を付加した。13-19 節は、様式史上、「個人に向けられた審判の言葉」(Gerichtswort an einen einzelnen)を形成する。最初の 13-14 節は、「災いの叫び」(Weheruf)による「告発の言葉」である。この非難の言葉に続いて、同様に批判的な問い 15-16 節と、王の罪の告知 17 節が続いている。18-19 節は「死者のための嘆き」(Totenklage) が用いられて語られている。これは、預言者の語りとしては特殊な形だが、「刑罰の通告」(Strafansage)の一つの類型である。このようにエレ 22 章 13 節以下は明確な様式史上の構成を呈している。すなわち、13-17 節の審判の「理由付け」と、18-19 節の「審判の告知」という明白な構造である。W.ティールは、17 節 b と 18 節の王に関する叙述の部分だけを、用語上の問題から申命記史家的編集と判断した。しかし、諸々の文献批判的分析とその論拠から、W.ティールの見解を支持することは出来ない。20 節以下は、全体としては南王国ユダの王ヨヤキムの子、ヨヤキン(コンヤ)に関する預言で構成されている。様式史上、「嘆きのための要求」(Aufforderung zur Klage) (20 節)から最初の 20-23 節の文学単元が始まっている。続いて嘆きの誘因が「非難の言葉」(Scheltwort) (21 節)の形で付け加えられ、そしてその内容の更なる展開として、22-23 節には「災いの告知」(Unheilsankündigung)の形で審判の言葉が続いている。20 節以下の言葉は、主題的だけではなく、いくつかの「標語の言葉」(Stichwort)によって、この王の言葉集の中に連結されたと思われる。但し、コンヤに関してまとめられた二つの言葉、24-27 節、28-30 節は編集者の手によって補充拡大され、前の小単元である 20-23 節と主題的に結び付けられた。こうして審判宣教は頂点に達し、理由も明示されないで審判が告知される(24 節)。王の追放と捕囚によって、ダビデ王家への例の永遠の約束は中断する。ダビデ的王政の終焉を意味する。後半部分は、恐らく申命記史家的編集者の手がかなり加わっている。W.ティールによれば、元来のエレミヤに遡る言葉は、24*(王の名前を除く)、28*、30 節 a に過ぎない。特に 25-27 節は申命記史家的用語を用いながら、コンヤ王が母親と共に捕囚された等、事件の推移に出来る限り忠実に記述する目的で、注釈によって補完されている。

エレ 22 章 13 節以下では、エレミヤは「心」(לב)を用いて一人の王に対して告発し(特に 17 節)、来るべき死の判決を宣告する。その王こそ、預言者の最大の敵対者の一人であったヨヤキム王である。この王による社会的な不正や不義、民の抑圧や搾取をエレミヤは断罪する：「だが、あなたの目と心は、ただ自分の利益だけに向かい、無実の者の血を流し、抑圧し、苦しめることしか求めていない」と。但し、ここでは社会的な告発として、王制の腐敗や不正行為だけが断罪されているのではない。倫理的な要請に対する反逆や不正行為は、ヤハウエ信仰そのもの、すなわち「ヤハウエを知ること」に対する罪であり(16 節)、ヤハウエの意志に対する反逆でもある。この信仰と倫理の強い結合は、エレミヤ自身の社会的告発の特徴である。もっともこれは預言者ホセア等の使信にも見られる預言者的審判宣教の伝統の一つである(ホセ 4,1-2 参照)。そういう意味でエレミヤも審判預言の伝統に立っている。しかしながら、エレミヤの審判宣教の独自性は、「心」(לב)がその宣教の中に導入されることによって告発が尖鋭化され、社会的な不正や不義に至る王の内的動機の暴露に及んだ点にある。こうして無実の者の殺害や抑圧といった社会的告発と並んで(17 節 a)、王の「心」(לב)の奥深く潜んだ欲望をエレミヤは指摘した(17 節 b)。つまり、エレミヤは「心」(לב)と並んで「目」(עין)を用いて、ヨヤキム王の欲望への隷属の姿を描いたのである。制御不能となった王の欲望こそ、社会的悪や不正の根源なのである。エレミヤは、未だ生きている王に対して、死者のための哀悼の言葉を告げ、差し迫った王の死、不名誉で悲惨な死を通告する。だが、この来るべき王の死は決して個人的な事柄ではない。王は民全体を代表する。その王の悲惨な最期こそ、民全体に及ぶ将来の絶滅を暗示する。こうしてエレミヤは、例外なきヤハウエの審判のラディカルさ、刑罰の不可避性を強調するのである。

更に、「心」(לב)を用いてエレミヤの非難が向けられた宗教的指導者たちは、預言者たちであっ

た。エレミヤ書 23 章 9 節以下では、エレミヤは預言者たちを告発する。

VI 預言者たちの心 (エレミヤ書 23 章 9 節以下)

エレ23,1-8は前の王に対する言葉集 (エレ21,1節以下) の結びとして編集的に現在の箇所結び付けられた。この単元は、様式上及び内容上、1-4、5-6、7-8節からなる編集複合体である。他方、9-40節の現在のテキストは、エレ21,11-23,8の「王の家に関する」言葉集に対して、9節の「預言者たちに関して」という表題によって編纂されている。散文体の33-40節は、その文体的相違に加えて、内容的には9-32節と全く無関係であり、その最後の単元は預言者に関する言葉としてこの預言者に対する言葉集に付加された後代の補遺と考えられる。従って本論では、「心」(לֵב) の出て来る9-32節を分析する。ここではエレミヤ自身の心(9節)、ヤハウエの心(20節)、民の心(17節)、預言者たちの(16、26節 二回)「心」について言及されている。9-32節は主題的内容的に次の五つの小単元に区分出来る。すなわち、9-12節、13-15節、16-22節、23-24節、25-32節である。最初の単元は、一般的な倫理的腐敗について主題とする。第二のまとまりは、サマリヤとエルサレムの預言者たちとの論争を描いている。第三は、ヤハウエからの全権を得ていない「偽」の預言者たちへの攻撃である。23-24節は、「遠き神、近き神」に関しての三つの言葉をまとめている。そして最後に、25-32節は、預言者たちの啓示受領の真偽について言及している。

最初の段落 (9-12節) は、エレミヤの嘆き(9節)で開始している。それに続いて、10-11節「告発の言葉」、12節「審判の告知」が描かれている。10-12節の論理は、「悪」と「災い」の二つの意味を有するヘブライ語によって展開されている(10節b、11節b、12節b)。つまり、「災い」は、民の「悪」に対する神の審判であり、ヤハウエこそ刑罰を執行する主体なのである(エレ4,6参照)。告発の言葉である10節aabと11節のコンテクストは分断されている。預言者の嘆きであるエレ12,4から、恐らくここに採用されたものと思われる(エレ4,26参照)。尚、10節abgも後代の付加と考えられている。13-14節は、殆ど同じような形態で描写されている告発の言葉である。接続詞によって、二つの節は相互に接合され、エルサレムの預言者たちは北王国の預言者たちよりも更に悪い、ということが明確にされている (エレ3,6以下参照)。14節はその節の長さのゆえに、14節ab「悪から離れる」という申命記史家的表象のゆえに、更に預言者とは悔い改めを呼びかける者であるという申命記史家的な思想が反映している点から、申命記史家による付加と推定する。

16-22節は、編集句のように思える「使者の定式」(Botenformel; 16節)、内容的な「重複」(Doppelung; 18節と22節)と「二重」(Dublette; 19-20節とエレ30,23-24)、16節及び21-22節と、19-20節との内容的な「緊張」(Spannung)に鑑みて、この単元は文学的な統一性を形成していない。16節冒頭の使者の定式はここにはふさわしくない。15節の使者の定式を真似てここに付加されたものと考えべきである。18節は、22節の預言者の全権に関する主題を先取りする。そしてこの節は、ヤハウエの「言葉」(=「わたしの言葉」MT)によって、前の16-17節の言葉と後の「災いの脅し」(Unheilsdrohungen)である19-20節とを結び付ける役割を果たす。ヨブ15,8のような知恵的発言を想起させるような18節は、恐らく申命記史家ではない、更に後代の編集者による付加と考えられる。17節は16節の注釈であり、二つの節を「心」(לֵב)によって結合している。但し、17節の「心」(לֵב)は民の心であり、16節の「心」(לֵב)は、預言者たちの心である。ここでは「強情な心」という申命記史家特有の表現が用いられていることから、17節は申命記史家的編集である。更に22節bbは、預言者を悔い改めの説教者とみなす申命記史家的な見解が反映していることから、この小節を17節と同じ編集、すなわち申命記史家的編集と考える。

19-20節は文学的統一性を形成しており、16-17節を前提にする。すなわち、「預言者たちの言葉」(16節)と彼らの「救済の宣教」(Heilsverkündigung 17節)に対抗して、真実のヤハウエの言葉

とは災いの使信であることが明示されている。預言者たち自身の「心」の願望(16節)、民の「強情な心」(17節)に抵抗して、20節では神の「心」、神の計画が明らかにされ、ヤハウエ自身の審判への堅い決意として描かれているのである。19-20節のまとめりは、「様式史」の観点から厳密に言えば、純然たる「審判の通告ではなく、審判に関する「幻報告」(Visionsbericht)である。但し、その「宣教の意図」は、審判の告知である。

こうして16-17、(18)、19-20節は、本来はエレミヤの語りとして収集されたが、最終的には16節の「使者の定式」により、16節以下が全体としてヤハウエの言葉として形成されるに至った。以上の分析から19-20節は、申命記史家の編集による17節に更に後代に付加されたものとみなす事が妥当のように思える。以上に加えて、16-22節の形成過程、改訂増補の歩みに関して以下のことが考慮されるべきである。まず、16節の使者の定式、18節の後代の付加を除いて、二つのそれぞれ独立した論理的な展開が現在の文脈には存在することを認めることが出来る。つまり、16節と21-22節は、「預言者たち」(16、21節)について言及している。ここでは、彼らの活動には神の言葉もなければ、神からの全権をも受けてはいない、と告発されている。他方、17節が問題にしているのは、預言者たちの言葉の内容自体である。また、19-20節は神の言葉の内容を扱っている。そして19-20節と21-22節には内容的な連関はない。以上から、16節、21-22節の個々の言葉が主題的に収集され、編纂された後、申命記史家的編集が注釈として加わり(17節、22節bb)、そして(18節と共に)19-20節が最終的に付加され、16節の使者の定式の挿入付加により16節以下全体がヤハウエの審判宣教として形成されたと考えられる。

神の本質に関して主題とする23-24節は、「修辞的問い」(rhetorische Fragen)によって描かれており、形式上も前の文学的单元16-22節と後の25-32節は区別される。だが、内容的には、テキストの現在の状況ではこの单元は前の16-22節との関連性がある。つまり、23-24節では、神の全能と普遍性に関して言及されており、この発言によって、16-22節で語られた預言者たちに対する厳しい否定的な判断が裏付けされるのである。25-32節は、基本的には一つのヤハウエの語りとして描かれている。だが、25節は、「わたしは夢を見た」という預言者の言葉の内容が引用されている。この節には、26-27(及び28)節の主たるモチーフ、「夢」、「ヤハウエの名による虚偽の預言」が出て来る。26-27節には文法的に難解なテキストの問題があるが、嘆きの形でヤハウエの激しい非難が預言者たちの活動に対して向けられている。その頂点である28節がこの文学的单元の中央に位置し、「夢」、「わたしの言葉」という鍵の言葉を用いながら、25-27節から29節以下への主題の移行を容易にする役目を果たす。29節の精練の炎や槌の比喻によって、ヤハウエの言葉が恐ろしい審判の使信であることが分かる(エレ5,14; 20,9参照)。こうして30-32節の災いの脅しが、「それゆえに」という導入句(30節)を伴って語られている。但し、32節は二義的な付加と見られるべきである。

以上、エレ23,9-32の基本構成部分の真正性をめぐる問題について以下論じることとする。すなわち、9-15節、16-22節(但し、10節*、14節*、16節* [使者の定式のみ]、17節、18節、19-20節、22節bbの付加を除く)は、韻律のある詩文体で描かれており、用語法からもその真正性は疑う余地は全くない。特に、9-12節と13-15節はエレミヤ的な表現で刻印されている。イザヤ、ホセア、ミカといった先達者たちの指導者層に対する告発や審判預言の伝統に根差している。但し、エレ23章の個々の言葉の語られた正確な年代をエレミヤの活動時期の中で確実に特定することは困難である。23-24節、25-32節に関しては論争されているが、23-24節の真正性を否定する根拠はない。26-27節には、「心の欺き」という独特な表現が用いられている。26節の「偽りを預言する」も他にはない表現である。だが、似たような表現はエレミヤ書の他の真正な箇所にも用いられている(エレ5,31; 7,4参照)。26-27節、29節、30節、31節は、16節及び21-22節の内容的な点で、そ